

事務連絡
令和3年1月13日

障害福祉サービス事業所 代表者 様
(政令・中核市除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応について

平素は、本県の障害児者支援にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、本県を対象区域に含み2月7日までを緊急措置期間とする「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令されました。

県では、同法第7条第1項に基づく兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画により、感染拡大防止に向けた取組を進めているところですが、「緊急事態宣言」を踏まえ、各障害福祉サービス事業所におかれては、下記のとおり、継続的なサービス提供の実施と感染防止の徹底に努めていただきますようご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」
(令和2年4月7日兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部(令和3年1月12日改定)
「4 社会福祉施設」より抜粋 ※下線は前回からの変更箇所)
 - (1) 高齢者施設、障害者施設等
 - 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
 - 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
 - また、感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
 - 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
 - 事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。
 - 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活

用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合であっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。

- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

2 障害福祉サービス事業所の対応について

(1) 感染防止対策の徹底とサービス提供の継続

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いに則り、感染経路の遮断及び感染防止対策を厳重に徹底しつつ、必要な障害福祉サービスの提供を継続していただきたいこと。

また、今般、全県民に不要不急の外出自粛等の要請を行っておりますが、各障害福祉サービス事業所におかれても、施設等の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して、不要不急の外出の自粛（緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りの自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出の自粛）等、日常の生活を含めた感染拡大防止のための取組を改めて徹底していただきたいこと。

※障害福祉サービス等事業所向けの新型コロナウイルス感染症対策等

（県及び厚生労働省 HP 参照）

※感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要となる経費について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」の活用が可能です。介護職員等に対する慰労金の支給と併せ、未申請の場合は、早急に申請願います。

（令和3年1月31日（日）申請受付期限。郵送必着）（別紙1,2 参照）

※政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月12日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」では、「不要不急の外出」に関して、医療機関への通院、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされている点にご留意ください。

(2) 柔軟なサービス提供等について

サービス提供にあたっては、人員基準等の臨時的な取り扱い（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえた柔軟な対応についても検討されたい。

※一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能であること等

また、今般県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に伴い、状況によっては入所施設の利用者が感染した場合であっても、利用者の症状に応じて設内で待機していただくケースや、在宅で通所系・訪問系の障害福祉サービスを利用している独居等の障害者が感染した場合であっても、同様に在宅で待機していただくケースなどが生じる可能性があります。各障害福祉サービス事業所におかれては、このようなケースが生じた際には、保健所や市町等とも相談いただきながら、引き続き、利用者の状況等に
応じたサービスの継続等の対応をいただきますようお願いいたします。

なお、その際には、初動対応としての感染管理認定看護師や感染制御を専門とする医師等の派遣・指導、必要な衛生資材の配布等の支援を活用することが可能ですので、ご了知の上、必要に応じた活用のご検討をいただければ幸いです。

(3) 休業等する場合の留意点

感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、サービスの提供を継続することを基本とする。

ただし、県等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市町に報告のうえ、自主的に休業する場合やサービス縮小を行う場合においては、市町や相談支援事業所等と連携し、代替サービス確保等について利用者に丁寧な説明を行った上で、利用者に対して必要な支援が提供されるよう、「3 柔軟なサービス提供について」も踏まえ、適切なサービス提供を確保すること。

(4) 感染発生に備えた対応

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」（いずれも令和2年12月厚生労働省作成・HP掲載）等も参考に、各障害福祉サービス事業所において感染が発生した場合のシミュレーションや必要な備えをあらかじめ行っておくこと。

<参考>

活用可能な関連制度等については別紙参照

<就労を除く通所サービス>

障害福祉課障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711

阪神南・阪神北・東播磨地域（担当：新庄 内線 3012）

北播磨・西播磨・但馬（担当：藤井 内線 2968）

中播磨・丹波・淡路（担当：高木 内線 3044）

<GH・短期入所・訪問系サービス>

障害福祉課障害政策班 TEL 078-341-7711（内線 2966）

担当：奥村

<就労系サービス>

ユニバーサル推進課障害者就労支援班 TEL 078-341-7711（内線 2836、3036）

担当：村井、能地